

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	2 構造計算適合性判定を要する場合 1 の(1)から(9)までの額に、構造計算適合性判定を要する一の建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第4項の規定により、別の建築物とみなされる建築物)にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに次の(1)から(5)までの額を加算した金額	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	2 構造計算適合性判定を要する場合 1 の(1)から(9)までの額に、構造計算適合性判定を要する一の建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項の規定により、別の建築物とみなされる建築物)にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに次の(1)から(5)までの額を加算した金額

附 則

この条例は、平成19年6月20日から施行する。